

告 示

埼玉県告示第九十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 河川の名称

利根川水系一級河川綾瀬川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和六年一月三十日

三 廃川敷地等の位置

草加市長栄四丁目千九十五番四十三

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

四三・三二平方メートル